

第 40 回全国都市緑化仙台フェア実行委員会会則第 25 条及び第 26 条の規定により、第 40 回全国都市緑化仙台フェア実行委員会の解散及び残余財産の清算について承認を願います。

議案第 3 号

第 40 回全国都市緑化仙台フェア実行委員会の解散及び 残余財産の清算について

- 1 本実行委員会は、「第 40 回全国都市緑化仙台フェア実行委員会会則」（以下、「会則」という。）第 2 条の目的を達成したことから、第 25 条第 1 項に基づき解散するものとしたします。併せて、解散日をもって、会則ほか関係諸規程を廃止いたします。
- 2 収支決算において生じた残余財産の残金 36,134,083 円については、会則第 26 条に基づき、仙台市へ返還するものとしたします。また、第 25 条第 2 項に基づき、解散日は剰余金清算の終了日とするものとしたします。

※参考 第 40 回全国都市緑化仙台フェア実行委員会会則（抜粋）

（目的）

第 2 条 実行委員会は、令和 5 年に仙台市において、第 40 回全国都市緑化仙台フェア（以下「フェア」という。）を開催し、都市緑化に関する意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、都市緑化を推進し、もって緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

（解散）

第 25 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。
2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（残余の財産）

第 26 条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。